

## 商品概要説明書

### J A新規就農応援資金

(令和4年4月1日現在)

商品名	J A新規就農応援資金
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当 J A の組合員（正組合員、准組合員）の方、または、組合員（正組合員・准組合員）となることが見込まれる農業者等の方。</li> <li>○ 新規就農者の方。新規就農者には以下の方を含みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 就農開始5年目までの方。</li> <li>② 新規就農者は、地域農業戦略（例：「地域営農ビジョン」において担い手経営体と位置づけられる方、または、担い手経営体と位置づけられることが見込まれる方）などを踏まえ、地元関係機関の支援が得られる方。</li> <li>③ 原則として個人（一戸一法人を含む）。</li> <li>④ 原則として農家後継者の方は対象外となります。ただし、独立経営や新たな営農部門を開始する場合など、営農基盤を承継しない方は対象となります。</li> </ul> </li> <li>○ 貸付年齢は、原則 55 歳未満となります。</li> <li>○ 原則として秋田県農業信用基金協会の保証が受けられる方。</li> <li>○ 信用状況に不安のない方。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ秋田県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。</li> </ul> </li> <li>○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul>
資金使途	<p>農業経営にかかる設備・運転資金</p> <p>※生活資金は対象外となります。ただし、前所有者の経営を居抜き住居付で承継する場合は、居抜き住居取得資金を農業経営にかかる設備・運転資金に含めて取扱うことも可能です。</p> <p>※負債性資金の借換えを含め、本資金による他資金の借換えは対象外とします。</p>
借入金額	○ 1,000 万円以内とし、所要額以内とします。
借入期間	<p><b>【長期資金】</b></p> <p>○ 17 年以内（据置期間 5 年以内）。就農経過年数によって融資期間が異なります。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。</p> <p><b>【短期資金】</b></p> <p>○ 1 年以内</p>
借入利率	○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 手形借入または証書借入とします。
返済方法	<p><b>【長期資金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 証書借入における元金均等または元利均等返済で、毎月返済方式、年 1 回または年 2 回返済方式。</li> <li>○ 特定月増額返済方式（毎月返済に加えて 6 ヶ月ごとの特定月に増額して返済。）が可能です。</li> <li>○ 返済日はあらかじめ J A が定めた特定の日とします。</li> </ul> <p><b>【短期資金】</b></p>

